

新庁舎建設に係る基本指針検討結果報告書

平成 17 年 11 月

四万十市庁舎建設庁内検討委員会

目 次

はじめに	1
新庁舎建設に係る基本指針	2
新庁舎建設について	2
1 現庁舎における機能上の課題	2
庁舎建設基本方針	2
1 基本理念	2
2 基本方針設定に向けた視点	3
3 基本方針	4
新庁舎の規模・機能の検討	5
1 庁舎規模の算定	5
2 機能別規模の検討	7
3 駐車場規模の算定	8
参考資料	
四万十市庁舎建設庁内検討委員会開催経過	11
四万十市庁舎建設庁内検討委員会設置規程	14

はじめに

この報告書は、平成4年と11年にそれぞれ市民各界、各層で組織して設置した「庁舎建設検討協議会」において検討した結果や、合併協議会で議論された内容を基に「新庁舎建設に係る基本指針」として四万十市庁舎建設庁内検討委員会が協議・検討を重ねてきたものです。

庁内検討委員会は平成17年4月に設置し、庁舎建設についての基本方針、庁舎の規模・機能を主な検討課題として、月1回の会議の開催と、本市と規模が類似する愛知県岩倉市と岡山県井原市の先進地視察を行い検討を重ねてきました。

これらの調査研究結果を取りまとめて、複雑多様化している行政需要に効率よく対応でき、しかも、人にやさしく、経済性・耐久性に配慮した庁舎を建設するための基本指針を作成しました。

なお、建設計画を具体的に進めていく中で、さらに調整をしなければならない課題も多く残っており、今後、市議会や市民の意見を聞き、基本指針を基にさらに検討を加え庁舎建設に反映させていきたいと考えています。

平成17年11月

四万十市庁舎建設庁内検討委員会

新庁舎建設に係る基本指針

新庁舎建設について

1 現庁舎における機能上の課題

- ① 建設から47年経過した現庁舎は、老朽化に加え、業務量の増大による執務室等の狭隘化が進み、分散化されるなど市民の利便性が大きく損なわれている。また市の顔となるべき庁舎のホール及びロビーは、スペースが不足しており、市民のためのスペースとして機能していない状況にあり、利用者である市民の視点に立った、市民に開かれた庁舎の整備が求められている。
- ② 近年、重要視されているバリアフリー化への対応も遅れており、利用者への安全面への配慮が不十分であり、現庁舎は誰もが利用しやすい庁舎とは言えない状況にある。
- ③ 執務室等の狭隘化、分散化、会議室・倉庫等の不足、情報化（OA化）への対応の遅れなどにより、職員の業務効率の低下が懸念される。新庁舎では、早期にこれらの課題の改善を図ることにより、市民への行政サービスの質をより一層向上させることが求められている。

庁舎建設基本方針

1 基本理念

従来、主として市庁舎に求められてきたものは、行政機関と議決機関（議会）が効率的に機能することのできる場の確保であった。

しかしながら、今日、人々の価値観が多様化し、より高度化していく社会の中で、市の庁舎は単に行政事務や議会活動を行うだけでなく、地方の時代に相応しい市民自治のシンボルとして、また、市民の市政への参加交流を促す情報提供の各種イベントの場、市民と行政のコミュニケーションを推進する場としての機能が強く求められている。

合わせて、現庁舎は、文化的、歴史的に幡多の中心といえる拠点であり、交通の要所に位置し、行政関係機関との連携のもと、市民サービスの向上と地域の活性化に貢献していく責任を担っている。

以上のことから、新庁舎の建設に当たって、庁舎は市のシンボル、地域社会の共通財産との認識のもとに整備を行う。また、庁舎の中で働く職員においても、一層市民の信頼に応えることができるよう、職務への意欲の向上につながる施設を目指して整備を進める。

2 基本方針設定に向けた視点

(1) 庁舎としての建築的基本性能を満たす施設であること

庁舎をはじめとする公共建築は、建築としての「基本性能」を満たし、かつ、特に災害時にも対処できるといった高度な性能が求められており、以下に示すような基本的要件を満たすよう留意する必要がある。

- 安全性〔耐火・耐震・耐水等の構造的な基本性能を満たす、防災拠点としての機能を担うとともに、個人情報保護を始めとするセキュリティが徹底されること〕
- 機能性〔施設利用上求められている性能を十分に備えていること〕
- 快適性〔快適な内部環境を提供すること等〕
- 耐久性〔公共財として長期にわたって使用できること等〕
- 経済性〔説明責任を果たせる範囲で適切なコストでの運営が可能であること〕
- 先進性〔バリアフリー、地球環境への配慮などユニバーサルデザインの理念を尊重し、建築に求められる新たな役割等について積極的に取り組む姿勢が求められること〕

(2) 多数の市民が訪れる施設であること

市役所では、高齢者、障害者、子供連れなど様々な市民が多数来庁することが想定される窓口業務、相談業務などが集中しており、業務の円滑な遂行に留意し、混乱の起きることのないよう、来庁目的に応じて機能的に窓口部署等を配置することに配慮し、より質の高い市民サービスを提供するための業務を行うことが求められている。このことから、市民にとって便利な交通手段の動線確保、駐車場、駐輪場等の適正な確保などに十分配慮する必要がある。

(3) 市街地の中心部に位置し「市のシンボル空間」であること

市街地には、国の合同庁舎、県の総合庁舎、裁判所、警察署等、数多くの行政機関が集中しているエリアである。また、「土佐の小京都」としても知られているように、本市が持ち続けてきた都市イメージの中心となるエリアである。

したがって、市庁舎の整備に伴う市役所周辺エリアのまちづくりは、「土佐の小京都」にふさわしい市街地活性化に寄与することが求められている。

(4) 市庁舎における業務・機能の将来像を見据えた施設であること

地方行政は市民に開かれた、また、説明責任のある運営を求められている。その一環として、情報社会に対応した行政のあり方や行政改革に伴う業務自体の見直しなど、

今後様々な点で前向きな変化が起こっていくことが想定されており、こうした変化を先取りし、柔軟に対応できる庁舎として整備していくことが求められている。

(5) 文化・歴史・景観など地域性に配慮した市庁舎であること

本市は「土佐の小京都」といわれ、応仁の乱を避け当地にきた前関白一条教房公が京都に模した街づくりを行った歴史を持つ、全国的にも珍しい市街地形成がなされてきた街であり、碁盤の目の通りなどはわかりやすい街として重宝されている。こうした本市の文化・歴史的な背景のもと、景観など地域性に配慮した市庁舎が求められている。

3 基本方針

(1) 市民に開かれた庁舎

これからの庁舎は、単なる行政手続きの場だけでなく、市のシンボルに相応しく、まちづくりの中心施設として、庁舎内外に市民の行政参画を促進する情報の発信・提供の場、市民と行政のコミュニケーションの場を設ける。

すなわち、市民に開かれた市庁舎を目指し、明るく安らぎのある空間を創出する。

(2) 市民サービスの向上と円滑な事務の執行につながる施設

来庁者にとって、誰もが分かりやすく利用しやすく親しみやすい施設であるとともに、そこで働く職員にとっては、仕事への意欲と創造力が高められ、かつ能率的・効率的に事務が遂行できる快適な職場環境でなければならない。

また、将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更、職員の移動等にも柔軟に対応できるオフィスシステムとする必要がある。

(3) 議会活動を推進する場

執行機関に対するチェック機関である市議会が、円滑にその活動が実施できるよう、次の点などに配慮した施設整備を行う。

- 議決機関としての独自性を確保できる施設
- 審議・調査がスムーズに行える施設
- 本会議や委員会等を誰もが容易に傍聴できる施設

(4) 地域の防災センターとしての機能を持った施設

市庁舎は、大規模災害の発生時には災害対策本部を設置し、救助や復旧等に向けた指示や指揮、情報の収集・伝達等防災活動の中核としての機能を担うことになる。

地域防災の拠点施設として、耐震性に優れ非常時にも行政機能が保持できる施設にするとともに、対策本部としての機能が十分に発揮できる施設整備を行う。

(5) 情報化に対応できる施設

行政内部におけるオンライン化、ネットワークを通じた地域住民への行政サービスの提供、各種情報発信機能の充実等、電子自治体の実現に対応可能な施設とする一方、個人情報保護等セキュリティの面でも配慮された施設とする。また、将来を見据え、複雑多様化する情報機能にも柔軟に対応できる構造とするなど、情報通信環境の整備に努める。

(6) 環境配慮型庁舎（グリーン庁舎）への対応

計画、建築から運用、廃棄まで、ライフサイクルを通して環境負荷を少なく、環境保全対策の規範となる施設の整備を目指す。

ただし、自然エネルギーの利活用や省エネルギー対策を図ったグリーン庁舎を目指すに当たっては、費用対効果や維持管理の容易さ等を考えた施設整備を行うことが必要である。

(7) 経済性・耐久性に配慮した施設づくりと維持管理の実践

庁舎を維持管理していくに当たって、ライフサイクルコストを含めた経済性に配慮し、各分野において決して過剰な投資とならないよう長期間にわたり庁舎としての基本性能を維持していくことを前提とした耐久性のある施設づくりを行う。

また、基本性能を満たしながら、経済性・耐久性のある施設を適切に維持管理していくための庁舎管理のあり方についても留意する。

新庁舎の規模・機能の検討

1 庁舎規模の算定

(1) 起債許可に係る標準面積に基づく算定方法

職員数をもとに、事務室、会議室、倉庫等の面積を算定するとともに、議事堂については、議員定数をもとに面積を算定する。但し、臨時職員については考慮していない。

また、公用車地下駐車場及び付帯施設についても併せて算定する。

(ア) 庁舎面積

用途 室名	面積基準 (m ²)	職員数	必要面積 (m ²)
事務室			
特別職	54.00	4	216.00
課長等	11.25	20	225.00
補佐等	8.10	25	202.50
係長	8.10	38	307.80
職員	4.50	146	657.00
製図者	7.65	22	168.30
小 計		255	1,776.60
倉庫	の 13%		230.96
会議室、トイレ等	7 m ² × 職員数		1,785.00
玄関・廊下等	(+ +) × 40%		1,517.02
議事堂	35 m ² × 議員数	26	910.00
図書館			1,200.00
計			7,419.58

(イ) 公用車地下駐車場

敷地規模の制約を踏まえ、地下駐車場スペースとして約 50 台分、2,000 m² (50 台 × 40 m²) を確保する。

(ウ) 付帯施設 (別棟)

用途	面積基準 (m ²)	数量	必要面積 (m ²)
公用車車庫	25 m ²	18 台	450 m ²

(イ) その他の諸室

サーバー室、印刷室、文書室その他起債許可の対象となる庁舎機能に必要な諸室については、(ア)の庁舎面積の範囲内で検討するものとする。

したがって、起債許可に係る標準面積は、上記のとおり 9,870 m²と算定する。

(2) 標準面積に含まない諸室の検討

起債標準面積 (9,870 m²) には含まないが、庁舎機能に必要な諸室として、防災関

係室、福利厚生施設及び市民交流コーナー・情報コーナーを検討する。

(ア) 防災関係室として、防災関係職員が一堂に会することができる防災対策室、災害対策本部室は会議室を併用する。防災通信室 25 m²、災害用備蓄倉庫 50 m²、これらの交通部分 30 m²（防災諸室の 40%）の合わせて 105 m²が必要となる。

(イ) 福利厚生施設について、休憩室、休養室、更衣室 300 m²、食堂、売店等 100 m²、これらの交通部分 160 m²（40%）の合わせて 560 m²が必要となる。

(ウ) 市民交流コーナー・情報コーナーは市民同士、市民と行政が交流を育み、市民、行政それぞれが持つ情報の受発信が可能となるスペースとして 300 m²、これらの交通部分 120 m²（40%）の合わせて 420 m²が必要となる。

(エ) 永久保存等の書庫 200 m²、交通部分 80 m²（40%）の合わせて 280 m²は付帯施設の二階に設置する。

以上のことから、新庁舎の延床面積は、起債許可標準面積及び必要諸室の面積を合わせ、下表のとおり 11,235 m²となる。

〔必要規模の算定〕

	起債許可標準面積	防災関係室	福利厚生施設	市民交流・情報コーナー	書庫	合計
庁舎延床面積	9,870 m ²	105 m ²	560 m ²	420 m ²	280 m ²	11,235 m ²

2 機能別規模の検討

庁舎の延床面積を 11,235 m²として、内、行政、議会部門での床面積の合計は 6,220 m²として、機能配置の際、特に配置に留意すべき機能として、以下の機能を想定し、各機能別の面積を算出した。

また、会議室や倉庫、交通部分（廊下階段等）などの共用部については、面積別に各部局に按分した。

(1) 市民サービス機能 [1,763 m²]

- 市民の利用が多い窓口業務を持つ部局
市民課、税務課、福祉事務所、保健介護課、会計課等

(2) 一般事務機能 [3,440 m²]

- 市民一般を対象とした窓口業務を持たない一般の部局

(3) 議会機能 [1,017 m²]

- 議会活動のため、主に市議会議員が利用する諸室
議事堂、委員会室、会議室、全員協議会室、正副議長室、応接室、議員控室、議会傍聴ロビー等

3 駐車場規模の算定

庁舎の一般駐車場は、来庁者用と議員用が考えられるので、それぞれに分けて検討する必要がある。

まず、来庁者用駐車場について考えると、市役所に用事があって来られる市民や業者の方々は、徒歩、自転車、自家用車等で来庁されるが、この自家用車で来庁される方々のために必要な駐車場を確保する必要がある。しかし、駐車場は造れば造るだけ利用されるという状況にあり、数を科学的に設定することは困難である。そこで現状から出発すること、および他市の事例を参考にすることが重要であると考え。

本市の場合、庁舎の一般駐車場は 36 台しかなく、市民からはもっと整備してほしいという要望が寄せられている。したがって少なくとも現在より多くの駐車場を確保することが必要であると考え。

ところで、他市の駐車場の設置状況、利用状況を把握したものが表 1 である。

まず、表 1 のデータを利用して状況補正を行い駐車場 1 台あたりの人口規模を算定すると以下ようになる。

市名	人口	(駐車場台数×状況補正)	1台あたり人口
○ 鳩ヶ谷市	58,736	÷ (93×0.6)	1,050 人 / 台
○ 野田市	153,576	÷ (162×0.9)	1,050 人 / 台
○ 掛川市	114,931	÷ (167×1.0)	690 人 / 台
○ 瀬戸市	132,525	÷ (140×0.9)	1,050 人 / 台
○ 尾張旭市	79,572	÷ (100×0.7)	1,140 人 / 台
○ 西尾市	105,801	÷ (144×0.9)	820 人 / 台
○ 一宮市	286,142	÷ (135×1.6)	1,320 人 / 台
○ 犬山市	74,672	÷ (100×1.1)	680 人 / 台
○ 常鍋市	51,954	÷ (105×0.5)	990 人 / 台
○ 江南市	100,695	÷ (128×0.9)	870 人 / 台
○ 豊川市	120,925	÷ (173×0.9)	780 人 / 台
○ 大府市	80,755	÷ (160×0.8)	630 人 / 台
○ 岩倉市	48,448	÷ (66×0.8)	920 人 / 台
○ 井原市	46,650	÷ (168×0.4)	690 人 / 台

この結果から、駐車場 1 台あたりの平均人口は約 900 人となり、これを本市に当てはめると、 $38,285 \text{ 人} \div 900 \text{ 人} = 43 \text{ 台}$ と設定できる。これは、日常的に満車の状態の台数であるので 43 台以上の確保が必要である。本市の場合、一般駐車場が少ないという市民の方が多くいるので、市民の声を反映するため余裕を 50%として、 $43 \text{ 台} \times 1.5 \text{ 倍} = 65 \text{ 台}$ と算定されるが、可能な限りそれ以上を計画する。

次に、議員の駐車場については、表 1 から明らかなよう到来庁者と区別していないのが一般的であるので、特に専用駐車場を設ける必要はないと考える。

以上の結果から、来庁者及び議員用駐車場用地面積は、1 台 30 m²として最低 1,950 m²が必要となる。

また、職員駐車場については、現在 3 箇所 63 台駐車しており用地面積は約 770 m²使用しているが、現段階で敷地利用を考える場合、市民の一般駐車場、災害時の一時避難場所となる広場の確保を最優先に考えなければならず、庁舎建設の推進と並行して今後の課題とする。

表1 他市の一般駐車場の状況

市 名	人 口 (人)	駐車場台数 (台)	備 考 (コメント)
鳩ヶ谷市	58,736	93	実際、6割程度しか利用されておらず満車になることはほとんどない。議員の駐車場は特に設けていない。
野田市	153,576	162	9割程度の利用。
掛川市	114,931	167	9~10割の利用状況。議員の駐車場は特に設けていない。
瀬戸市	132,525	140	日常的には9割程度の利用であるが、休み明けなどは満車になる。議員の駐車場も兼用している。
尾張旭市	79,572	100	健康センターの駐車場と兼用している。来庁者だけでは7割程度の利用である。議員専用駐車場は別に6台はあるが、それ以外はこの駐車場を利用している。
西尾市	105,801	144	ほぼ9割は利用されている。周囲の県関係施設の利用者等が停めている車が20~30台はある。議員の駐車場もこの中に含まれている。
一宮市	286,142	135	かなり混雑している。議員駐車場は、専用で19台は確保しているが、議会中はさらに20台分は議員用に専用化している。
犬山市	74,672	100	日常的にはかなり混雑している。駅利用者がかかり駐車している。議員の駐車場は特別に確保していない。
常滑市	51,954	105	日常的に5割程度の利用状況である。近くに競艇場があり、開催日には満車になる。議員の駐車場は特に設けていない。
江南市	100,695	128	9割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
豊川市	120,925	173	近くにスポーツ施設がありその利用客も使用している。議員の駐車場は特に設けていない。
大府市	80,755	160	8割程度の利用状況である。駅利用者も30台ほどは違法駐車されている。
岩倉市	48,448	66	日常的には8割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
井原市	46,650	168	周囲に美術館、市民会館があり駐車台数は多く設置しているが日常的には4割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
四万十市	38,285	36	

参 考 资 料



四万十市庁舎建設庁内検討委員会開催経過

(1) 第1回検討委員会…平成17年5月27日(金) 委員16名出席(3名欠席)

【報告】

市庁舎建設関係の取り組みについて経過報告を行う。

【協議内容】

「新庁舎建設について」、「庁舎建設基本方針」、「新庁舎の規模・機能の検討」の3項目について事務局より提案

【協議結果】

基本構想、基本計画を策定するにあたっての基本的な考え方となる3項目の提案があった事項について、毎月1回程度の会を重ね、年内を目標に取りまとめ市長に対し報告を行う。

提案があった事項について、次回までに各課での意見を取りまとめて報告を行う。

(2) 第2回検討委員会…平成17年7月15日(金) 委員17名出席(2名欠席)

【協議内容】

新庁舎建設に係る基本指針(案)について

前回提案した3項目について「新庁舎建設に係る基本指針(案)」としてまとめ、今後協議を行っていくことを確認

各課で取りまとめた意見をもとに「新庁舎建設に係る基本指針(案)」について協議

先進地視察について

先進地視察として、7月25日～27日の日程で本市と規模が類似する愛知県岩倉市と岡山県井原市を視察することを提案

【協議結果】

新庁舎建設に係る基本指針(案)について

「新庁舎建設について」は原案のとおり了承

「庁舎建設基本方針」のうち、1の基本理念については原案了承。「2 基本方針設定に向けた視点」については一部修正により了承。「3 基本方針」については、意見をもとに事務局で修正のうえ次回再提案

「新庁舎の規模・機能の検討」については、提案された面積、標準面積以外に必要なものを再度各課で取りまとめるとともに、視察結果を踏まえて次回協議を行う。

先進地視察について

提案された日程のとおり委員、事務局により先進地視察を行う。

- (3) **先進地視察**・・・平成 17 年 7 月 25 日～27 日 委員・事務局他 14 名
愛知県岩倉市（平成 13 年新築）及び岡山県井原市（平成 15 年新築）を視察
- (4) **第 3 回検討委員会**・・・平成 17 年 8 月 31 日（水） 委員 12 名出席（7 名欠席）
- 【協議内容】
- 先進地視察の報告
平成 17 年 7 月 25 日～27 日の日程で 14 名により行った、愛知県岩倉市及び岡山県井原市の視察結果について報告
新庁舎建設に係る基本指針（案）について
「 庁舎建設基本方針」のうち、「2 基本方針設定に向けた視点」及び「3 基本方針」について修正案を協議
その他の意見について
- 【協議結果】
- 先進地視察の報告
視察報告について質疑・意見交換
新庁舎建設に係る基本指針（案）について
「 庁舎建設基本方針」のうち、「2 基本方針設定に向けた視点」及び「3 基本方針」について、前回意見のあった項目の修正案を協議し了承
その他の意見について
新庁舎の規模・機能を検討する中で委員の中から出された意見を示し、今後検討していく中で意見として活かしていくことを確認
- (5) **第 4 回検討委員会**・・・平成 17 年 10 月 7 日（金） 委員 14 名出席（5 名欠席）
- 【協議内容】
- 新庁舎建設に係る基本指針（案）について
「 新庁舎の規模・機能の検討」について協議
- 【協議結果】
- 庁舎の規模について、図書館を含め起債許可に係る標準面積の部分については 9,870 m²とすることで了承。標準面積に含まない諸室では、食堂と売店も新庁舎の中に入れて検討するとして修正することで了承。駐車場は、他市を参考に本市の状況を考慮して算出した 65 台分を優先して確保し、可能な限りそれ以上を計画することで了承
- (6) **第 5 回検討委員会**・・・平成 17 年 11 月 10 日（木） 委員 14 名出席（5 名欠席）
- 【協議内容】
- 新庁舎建設に係る基本指針検討結果報告書（案）について
- 【協議結果】
- 基本指針（案）の中で、職員の駐車スペースについては、面積など不確定な

要素も多いことから、もう少し将来的に協議できるよう「庁舎建設の推進と並行して今後の課題とする。」とし、その他については前回までに協議した内容でとりまとめ、11 月中に市長に対し「新庁舎建設に係る基本指針検討結果報告書」として提出することです承

四万十市庁舎建設庁内検討委員会設置規程

(目的)

第1条 四万十市の庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、四万十市庁舎建設庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 庁舎建設の構想、基本方針・計画の策定に関すること。

(2) その他庁舎建設に関して必要な事項

(組織及び任期)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任期は、任命の日から平成20年3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて市長が召集する。

2 会議は、委員の互選により座長を置き、座長が会務を進行する。

3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成17年4月22日訓令第105号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

	所 属
委 員	総務課行政係長
委 員	総務課防災係長
委 員	企画広報課情報化推進係長
委 員	財政課財政係長
委 員	市民課長補佐兼市民係長
委 員	税務課資産税係長
委 員	地球環境課環境係長
委 員	保健介護課長補佐兼長寿介護係長
委 員	建設課建設第一係長
委 員	商工観光課商工振興係長
委 員	都市整備課計画係長
委 員	農林水産課農業振興係長
委 員	福祉事務所社会福祉係長
委 員	議会事務局総務係長
委 員	学校教育課長補佐兼総務係長
委 員	図書館長補佐
委 員	総合支所総務課長補佐兼総務係長
委 員	総合支所林産課長補佐兼林産振興係長
委 員	総合支所住民課国保年金係長